

～いじめゼロ条例～ 八潮市みんなでいじめをなくすための条例を制定

市では、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を踏まえるとともに、市民で構成された策定提言会議での意見やパブリックコメントでいただいた意見を取り入れ、「八潮市みんなでいじめをなくすための条例」を制定しました。その概要についてお知らせします。全文は、市ホームページをご覧ください。 **問指導課 ☎359**

いじめは子ども同士のささいなトラブルに起因して発生し、大人の目の届かないところで行われるなど、どの子どもにも、どの学校にも関係するとても身近で重要な問題です。

この条例は、いじめの防止等に関する基本理念を定め、子ども、市、学校、保護者、市民および事業者の責務・役割を明らかにし、いじめの防止等のための基本的事項を定めることにより、子どもたちが安心して生活し、健やかに成長できるまちを実現することを目的としています。

■基本理念

いじめをなくすためには

- ・いじめを行わない子どもを育てなければならない
- ・子ども、市、市立学校、保護者、市民および事業者がそれぞれの責務・役割を自覚し、連携を強化し、市全体でいじめの防止等に取り組まなければならない(いじめの未然防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう)

■条例の特徴

①子どもを第一に考える

「前文」には、「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、未来の宝である」と規定しています。また、「子どもたちから、いじめをなくすために、いじめを行わない子どもを育てること、そして子どもたちが安心して生活し、健やかに成長できるまちを実現する」という子どもへの思いを示すなど、子どもを第一に考えた条例となっています。

②インターネットを通じて行われるいじめへの対策を規定

本市の子どもは、携帯電話やスマートフォンの保有率が高いにもかかわらず、ルールを決めていない家庭が多いという現状を踏まえて、今後、さらに増加する可能性の高い「ネットいじめへの対策」について規定しています。

③小中一貫教育におけるいじめへの対策を規定

本市の特徴である「小中一貫教育」の利点やその特性を生かし、いじめ防止対策に努めることを規定しています。

■インターネットを通じて行われるいじめへの対策

〈学校〉

- ・子どもを対象に情報収集し、適切な措置を講ずる
- ・子どもおよびその保護者に対し、情報モラルに関する教育の充実および啓発の推進を図る

〈市〉

- ・学校で実施する対策を支援する

〈保護者〉

- ・自身の子どもに対し、インターネットの利用に関して家庭での取り決めを行うなどの適切な措置を講ずる



条文の抜粋

子どもの役割

- ・いじめについて互いに考え、共に学びあい、いじめを正しく理解するように努める
- ・互いに思いやり、共に支えあい、いじめのない明るい学校生活を送るよう努める
- ・いじめを傍観せず、いじめを受けている子どもの立場に立って行動するよう努める
- ・いじめを受けた場合は、一人で悩まず、家族、学校、友だちまたは関係機関などに連絡する

市民および事業者の役割

- ・子どもたちが活動する地域において、子どもに対する見守りなどを行うことにより、子どもが安心して生活できる環境づくりに努める
- ・市および市立学校が行ういじめの防止等に関する取り組みに協力する
- ・いじめの疑いなどがあると認められる場合は、速やかに市、学校または関係機関などに情報を提供する

市の責務

- ・いじめの防止等に関する総合的な施策を制定し、実施しなければならない
- ・学校、保護者、市民、事業者および関係機関などと連絡を図り、協力していじめの防止等に取り組まなければならない
- ・学校に対し、当該学校が定める学校いじめ防止基本方針に基づき、具体的な取り組みまたは達成の状況を評価し、必要に応じて指導または助言を行わなければならない

保護者の責務

- ・子どもとのコミュニケーションを積極的に図り、心の居場所(子どもが心身ともに安心して過ごせる場所)となる家庭を築く
- ・いじめを正しく理解し、子どもの規範意識の醸成と高揚を図る
- ・市が行ういじめの防止等に関する取り組みに協力する
- ・子どもが在籍する学校と連携を図り、協力していじめの防止等に取り組む
- ・子どもにいじめの疑いがあると感じた場合は、すぐに市、学校または関係機関などに情報を提供する

学校の責務

- ・子どもとその保護者に対し、いじめの防止等について正しく理解させる教育活動などを実施しなければならない
- ・子どもがいじめに関する問題などを安心して相談できる環境を提供しなければならない
- ・市、子どもの保護者、市民、事業者および関係機関などの連携を図り、協力して、いじめの防止等に取り組まなければならない
- ・学校いじめ防止基本方針を定め、必要に応じてこれを見直さなければならない
- ・校内におけるいじめの防止等に関する情報を共有し、協力体制を築かなければならない

11月は「いじめ撲滅強調月間」です

県は、11月を「いじめ撲滅強調月間」に制定し、いじめの根絶に集中的に取り組んでいます。

いじめに遭ったり、気が付いたりしたら、一人で悩まずご相談ください。

問県青少年課 ☎048-830-5858

電話相談窓口

○よい子の電話教育相談 (24時間365日対応)

子ども専用 (18歳以下) ☎0120-86-3192

保護者専用 ☎048-556-0874

電子メール相談 soudan@spec.ed.jp

いじめメール相談フォーム (右のコードから入れます)



○ヤングテレホンコーナー (埼玉県警察少年サポートセンター、月～土曜日※祝日・年末年始を除く 午前8時30分～午後5時15分) ☎048-861-1152

○子どもスマイルネット (毎日※祝日・年末年始を除く 午前10時30分～午後6時) ☎048-822-7007

○埼玉いのちの電話
こどもライン (18歳以下) ☎048-640-6400 (金・土曜日のみ 午後3時～9時30分)
相談電話 ☎048-645-4343 (24時間365日対応)

○さいたまチャイルドライン (毎日※年末年始を除く 午後4時～9時) 子ども専用 (18歳以下) ☎0120-99-7777

○埼玉県こころの電話 (月～金曜日※祝日・年末年始を除く 午前9時～午後5時) ☎048-723-1447

○子どもの人権110番 ※さいたま地方法務局人権擁護課所管 (月～金曜日※祝日・年末年始を除く 午前8時30分～午後5時15分) ☎0120-007-110

〈重大事態への対処フロー〉

